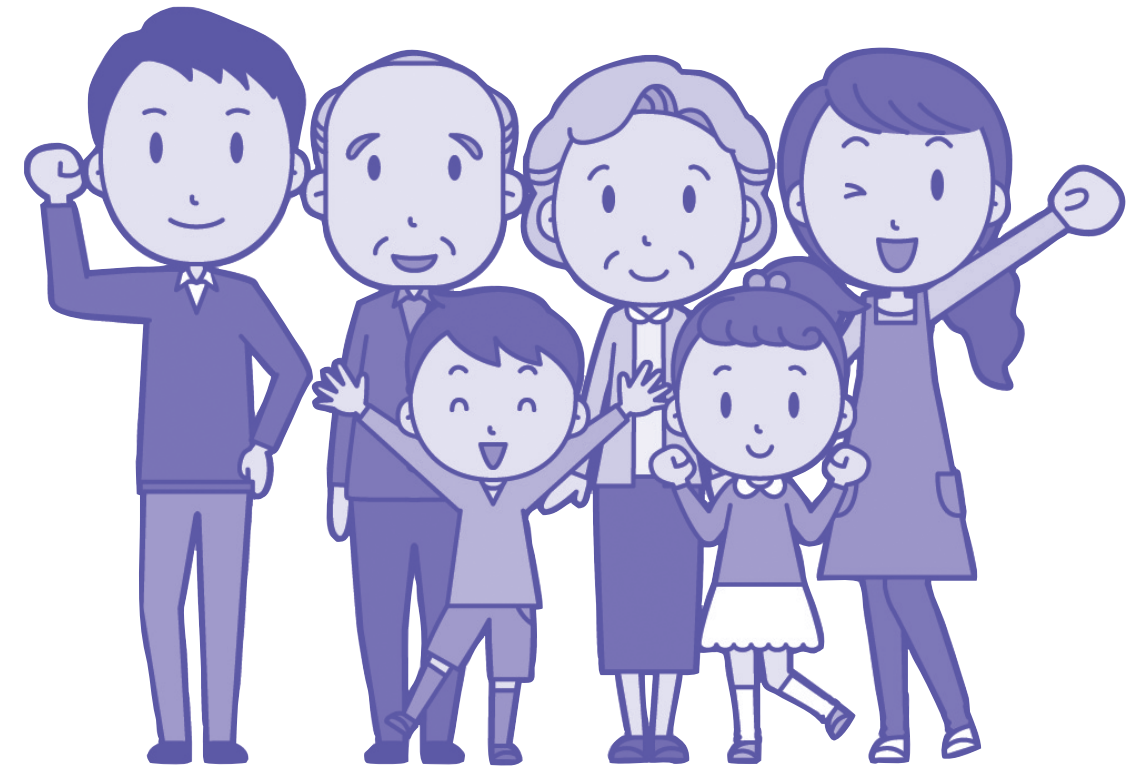


積立終身保険

のご案内

拠出型企業年金保険・医療給付金付個人定期保険・入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉



お知らせ

積立終身保険の加入者証は発行していません。
保障内容を確認していただくため加入申込書の控えは大切に保管してください。

申込締切日 令和7年5月23日(金)

効力発生日(加入日) 令和7年7月1日

申込書提出先 (一財)山口県教職員互助会またはアクサ生命社員

一般財団法人 山口県教職員互助会

〒753-8501 山口市滝町1-1 (山口県教育庁教育政策課 福利・給付班内)

TEL (083) 933-4777

積立終身保険

[拠出型企業年金保険・医療給付金付個人定期保険・入院保障保険(終身型 09)(60日型)]

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

「当パンフレット」ならびに「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」に記載の給付金額(積立金額)・保険料などがお客さま
ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。
※「当パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

積立終身保険の特長

- 在職中は…
途中で脱退しても脱退一時金が得られる積立制度としてご利用できます。
- 退職後は…
保険料の払込みは必要ありません。積立金をもとに3つのコースの中から希望のコースを選択していただけます。(一時金で受け取ることもできます。)

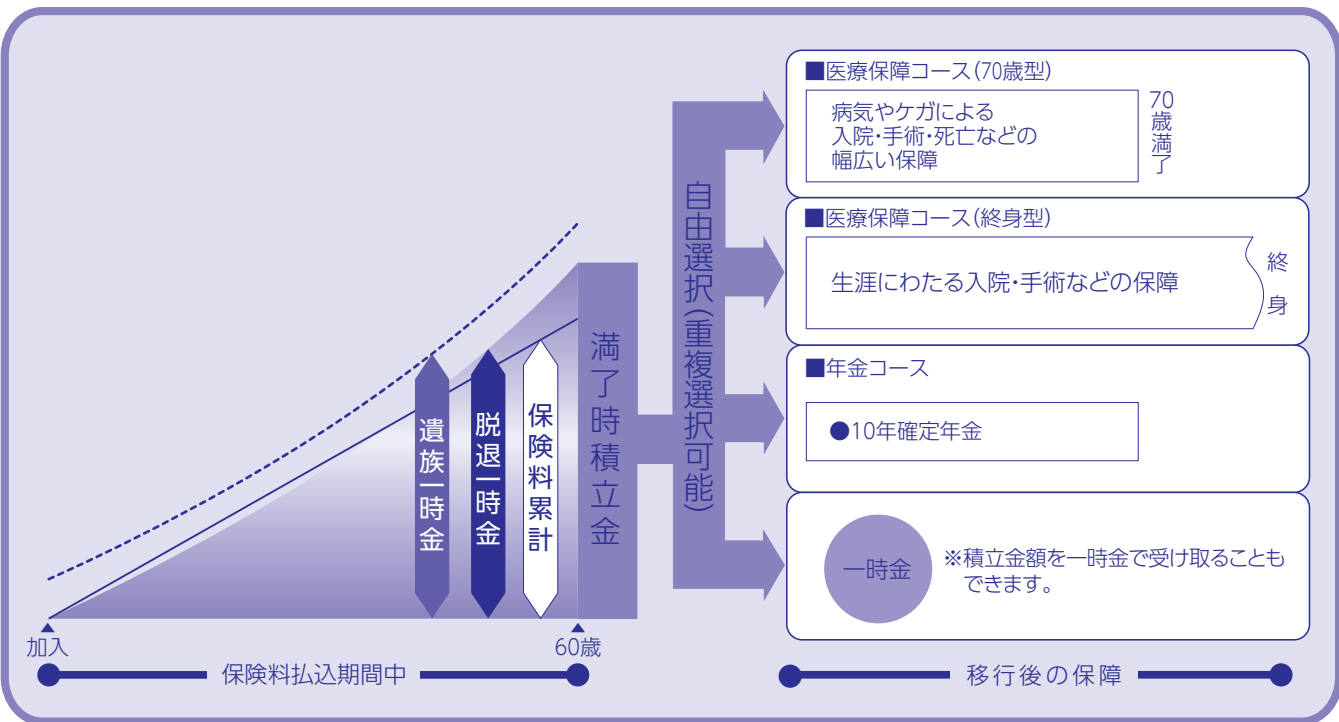
月額保険料

加入者の年齢に関係なく加入者1人につき50,000円を限度に加入・増口できます。
毎月の保険料は次のいずれかの口数を選んでご加入ください。

□ 数	1□	2□	3□	4□	5□
月額保険料	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円

□ 数	6□	7□	10□	20□	25□
月額保険料	12,000円	14,000円	20,000円	40,000円	50,000円

積立終身保険の仕組み



※年金・一時金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

給付額試算表 (加入1口、月額保険料2,000円の場合)

積立年数	払込保険料累計額	積立金額 (脱退一時金額)	年金月額 (10年確定年金)
1年	24,000 円	約 23,569 円	約 (206) 円
2	48,000	47,331	(414)
3	72,000	71,301	(623)
4	96,000	95,479	(835)
5	120,000	119,868	(1,048)
6	144,000	144,470	(1,263)
7	168,000	169,285	(1,480)
8	192,000	194,317	(1,698)
9	216,000	219,603	(1,919)
10	240,000	245,148	(2,142)

積立年数	払込保険料累計額	積立金額 (脱退一時金額)	年金月額 (10年確定年金)
11年	264,000 円	約 270,953 円	約 (2,368) 円
12	288,000	297,022	(2,596)
13	312,000	323,356	(2,826)
14	336,000	349,960	(3,058)
15	360,000	376,835	(3,293)
20	480,000	515,384	(4,503)
25	600,000	661,152	(5,777)
30	720,000	814,515	(7,117)
35	840,000	975,869	(8,526)
40	960,000	1,145,629	10,010

最低年金月額10,000円に満たない場合()表示となり、一時金でお支払いします。

(注)1. 上表の金額は、1口の場合です。2口以上の場合は、それぞれ口数倍してください。

2. 遺族一時金は上表「脱退一時金」に20,000円(1口につき)が加算されて支払われます。

●給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

- 給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払金額をお約束するものではありません。
①制度として、6,830口を常に維持していること。
②加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
③給付額試算表の給付額は、各取扱生命保険会社の予定利率(令和7年3月1日現在)および引受割合(令和7年3月1日現在)にもとづき計算しております。予定利率については、将来、経済変動などにより変更される場合があります。
④記載の給付額試算表には、配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積み増しに充当されます。
年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
- 中途脱退した場合は、加入期間により脱退一時金が払込保険料を下回ることがあります。

在職中と退職後の給付内容

●在職中の給付内容

脱 退 一 時 金	加入者が在職中、脱退したときに支払われます。
遺 族 一 時 金	加入者が在職中、死亡したときに支払われます。〔脱退一時金+死亡時加算額〕

※死亡時加算額は1口につき20,000円の割合です。

●退職後のコース選択

退職までの積立金を財源とし、退職時に次の3コースの中から希望のコースを選択していただけます。

なお、各コースを重複して選択することもできます。

コ ー ス 選 択	給 付 事 由 ・ 内 容	必 要 条 件	退職時に必要な積立額
医療保障コース (70歳型) (医療給付金付個人定期保険)	移行時から70歳満了の期間に病気や不慮の事故により入院したり手術を受けたときなど ●疾病・災害入院給付金 ●手術給付金 ●死亡・高度障害保険金 ●災害・災害高度障害保険金 ●特定疾患給付金 ●高度先進医療給付金 ●初期入院給付金	積立期間4年1ヵ月以上かつ正常に勤務していること 退職時満50歳以上であること	入院給付金日額5,000円につき 男性(60歳) 581,537円 女性(60歳) 440,346円
医療保障コース (終身型) (入院保障保険(終身型 09)(60日型))	移行時から一生涯の期間に病気や不慮の事故により入院したり手術を受けたときなど ●疾病・災害入院給付金 ●ガン入院給付金 ●死亡・保険金 ●手術給付金 ●先進医療給付金 ●特定疾患給付金(保険期間80歳満了)	積立期間4年1ヵ月以上かつ正常に勤務していること 退職時満50歳以上であること	入院給付金日額5,000円につき 男性(60歳) 1,218,701円 女性(60歳) 1,241,491円
年 金 コ ー ス (拠出型企業年金保険)	10年間年金が支払われます。 (10年確定年金)	積立期間2年以上かつ退職時満50歳以上であること	年金月額1万円につき 1,144,587円 (年齢・性別に関係なく)
一 時 金	移行コースを選ばず、一時金で受け取ることもできます。		

※高度障害保険金はケガまたは疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合にお支払いします。

※各コースの内容は、令和7年3月1日現在の内容です。実際には移行時の保障内容・料率・約款が適用されます。なお、移行時に詳しいご案内を差しあげます。

ご契約に際して

- 効力発生日（加入日）** 令和7年7月1日から効力が発生します。
- 加入資格**
（一財）山口県教職員互助会の会員で、令和7年7月1日現在、満58歳までの方で、加入申込日現在、健康で正常に勤務されている方。
なお、配偶者は加入できません。
- 保険料の払込み**
保険料は月払とし、毎月の給与から控除させていただきます。（初回保険料は7月分給与より）
保険料の払込みは満60歳に到達後の3月末日で満了となります。ただし、払込満了日を超えて引き続き在職中の方については退職月の末日が満了日となります。
- 受取人**
脱退一時金・年金・解約返戻金・各給付金・高度障害保険金・災害高度障害保険金：加入者
遺族一時金：加入者の遺族（労働基準法施行規則第42条～45条に規定する遺族補償順位と同順位の遺族）
死亡保険金・災害保険金：移行時に受取人を指定していただきます。
- 加入および増口・保険料払込中止**
加入および増口・保険料払込中止のお申込みは、年1回（毎年7月1日付）です。
- 脱退** 加入者は、在職中・退職後を通して、いつでも中途脱退・解約できます。
- 減額（積立金の一部受取）**
所定の事由（別表①～⑥）に該当し、加入後1年以上経過している方は、積立金が10万円以上ある場合、年一回に限り積立金を一部受取ることができます。減額とは、減額を行い減額分の積立金をお支払いすることを行います。積立金のお支払い後、ただちに増額をすることにより減額前の保険料のまま保険料払込みが継続します。引出しは10万円以上1万円単位で希望金額を設定できますが、保険の仕組み上希望額を上回る場合もあります。
〈別表〉

①災害	②疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む）	③住宅の取得	④教育（親族の教育を含む）
⑤結婚（親族の結婚を含む）	⑥債務の弁済		
- 保険料払込中止の取扱い**
加入者は上記減額の事由に加え、「その他加入者が保険料の拠出に支障のある場合」に該当する場合には、お申出によりその取扱いのとおり、払込口数の全部または一部を中止することができます。払込口数中止分の積立金は、中止時にお支払いせず移行時まで積み立てておきます。なお、払込中止期間中に脱退・死亡した場合は、脱退一時金・遺族一時金が支払われます。ただし、全部払込中止の期間中は、死亡時加算額の支払はありません。
- 医療保障コースを選択した場合**
①退職した日の翌月1日に積立金を医療保障コース（70歳型）の70歳払込満了の一時払保険料または、医療保障コース（終身型）の70歳払込満了の年払全期前納保険料に充当し、この日からそれぞれの保障が開始されます。各コースへの移行にあたっては、健康状態に関する告知書など必要な書類を提出していただきます。
②移行後は、拠出型企業年金保険の加入者本人を契約者とする個人保険となり、引受保険会社はアクサ生命となります。
※移行の際には、「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。
- 積立金の不足による医療保障コースの選択について**
医療保障コースに移行する際、積立金の不足により保険料を全額充当できない場合は、不足保険料を一括して積み増しして医療保障コースの選択をおこなうことができます。その場合、告知が必要になります。ただし、加入者にご提出いただいた告知書の内容によっては移行できないことがあります。
- 年金コースを選択した場合**
年金開始期日は、被保険者が年金受給権を取得した日とします。年金は10年確定年金として退職した日の翌月末より3ヵ月ごと（3月・6月・9月・12月）に支払われます。ただし、年金月額が1万円未満の場合には年金コースを選択できません。また、年金開始後、年金受取人（遺族を含む）からご希望があれば、年金に代えて残存年金支払期間の未払年金現価を一時金でお支払いします。遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位と同順位によるものをいいます。
退職時に一時払で年金額の増額をする場合、一時払できる金額限度は退職時の積立金額の範囲内となります。
年金開始後の配当金は、年金の増額のための保険料に充当されます。

■**個人情報の取扱いについて**
この保険の運営にあたって、一般財団法人山口県教職員互助会（以下、「団体」という）は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日など。以下、「個人情報」という）を取り扱い、団体が保険契約を締結するアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」という）および他の生命保険会社（共同取扱の場合。以下、「共同取扱会社」という）へ提供します。団体は、個人情報をこの保険の事務手続きのために利用し、事務を他に委託する場合はその委託先にも提供します。アクサ生命および共同取扱会社（総称して以下、「引受保険会社」という）は、提供を受けた個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、年金・一時金などの支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に利用する場合があります。また、アクサ生命は、団体（団体の委託先を含む）、共同取扱会社および再保険会社に上記目的の範囲内で個人情報を提供します。今後、個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。なお、引受保険会社は、今後変更されることがありますが、その場合、個人情報は変更後に新たに引き受ける保険会社に提供されます。この個人情報のお取扱いに関して同意いただけない場合は、加入不同意として取り扱いますのでご了承ください。

※この保険は、一般財団法人山口県教職員互助会が下記の引受保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約、医療給付金付個人定期保険、入院保障保険（終身型 09）〈60日型〉事務取扱協定にもとづき運営します。なお、拠出型企業年金保険は共同取扱契約であり、事務幹事会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。
下記の引受保険会社は、各引受割合に応じて保険契約上の責任を負いますが、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、引受保険会社および引受割合は将来に向かって変更することがあります。
また、各引受保険会社の配当実績などにより、給付金支払の引受割合が下記の引受割合と異なる場合があります。

- | | |
|---|--|
| ● 拠出型企業年金保険
〔引受保険会社および引受割合〕
（令和7年3月1日現在） | アクサ生命保険株式会社（事務幹事会社）（9.0%）
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777（代表）
第一生命保険株式会社（10.0%） 日本生命保険相互会社（32.0%） 太陽生命保険株式会社（10.0%）
明治安田生命保険相互会社（16.0%） 富国生命保険相互会社（23.0%） |
| ● 医療給付金付個人定期保険 | 〔引受保険会社〕 アクサ生命保険株式会社 |
| ● 入院保障保険（終身型 09）〈60日型〉 | 〔引受保険会社〕 アクサ生命保険株式会社 |

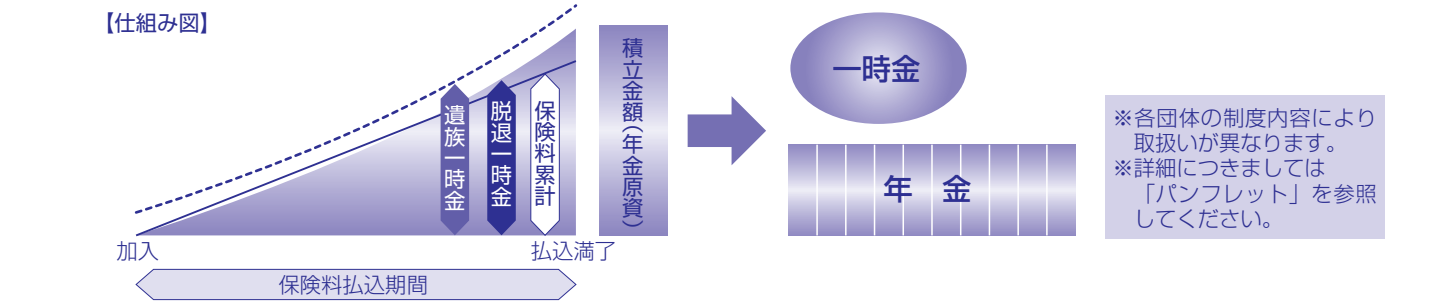
拠出型企業年金保険 重要事項説明書 契約概要／注意喚起情報

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】
本書面および「パンフレット」に記載の給付金額（積立金額）・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認くださいのうえ、お申込みください。

この【重要事項説明書】は、拠出型企業年金保険の契約内容について特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、お申込みの際に特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。
「年金や一時金をお支払いできない場合について」などお客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、現在のご契約の解約などを前提とした新たなご契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属団体またはアクサ生命営業店に照会してください。

< 契約概要 >

- 商品の名称** 拠出型企業年金保険・拠出型企業年金保険遺族年金特約
- 商品の仕組み** 団体の役員・従業員、会員事業所の事業主・役員・従業員の退職一時金・年金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払い込み、保険料払込満了後は保険料払込満了時点の積立金を原資とした年金を受け取れます。（年金に代えて一時金として受け取ることもできます。）
また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により加入者の死亡時には加入口数に応じた特約遺族年金が加算されます。



- 保険期間など** 保険料払込満了期日や年金受取開始時期、年金受取期間などは各団体の取決めによります。詳細は「パンフレット」を参照してください。
- 主な支払事由**
 - ◆基本年金……………保険料払込満了期日を迎えた時に、積立金を原資とした年金をお支払いします。
 - ◆中途脱退年金…保険料払込満了期日前に脱退される場合は、中途脱退年金をお支払いします。
 - ◆遺族年金……………加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、遺族年金を遺族年金受取人にお支払いします。
※一時金を希望される場合には、将来の年金のお支払いに代えて一時金をお支払いします。また、積立金額（年金原資）から計算した年金月額が1万円未満となる場合にも一時金でお支払いします。（個人年金保険料控除の対象となる場合を除きます。）
- 加入資格について** 拠出型企業年金保険については、申込日現在、健康で正常に就業している方のみご加入いただけます。加入資格の詳細は「パンフレット」を参照してください。
※退職、退会などにより加入資格がなくなった場合にはすみやかに脱退していただけます。
- 保険料について** 1口あたりの保険料、加入口数の設定については「パンフレット」を参照してください。
- 配当金について** 毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
積立期間中の配当金は積立金の積増のために充当し、年金受給権取得後は年金の増額のために充当します。
年度途中で脱退された場合はその年の配当金はありません。
- 積立金について** お申込みいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
将来の受取予想額につきましては「パンフレット」に記載の給付額試算表にてご確認ください。
（将来の受取額をお約束するものではありません。）

【引受保険会社・共同取扱契約について】
この保険契約の引受保険会社は「パンフレット」に記載しています。この保険契約が共同取扱契約である場合、アクサ生命保険株式会社（事務幹事会社）が他の引受保険会社の委任を受けて事務を行います。共同取扱契約とは、複数の保険会社が共同して引受ける契約をいい、各引受保険会社は各加入者の積立金のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。（給付に際しての負担割合は相違する場合があります。）なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

